

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2施工状況	工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		No	評	「評価対象項目」		
		1		災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		文書により改善指示を行った。
		2		隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。		請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		3		地元調整を行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。		
		4		代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が適切に行われた。		
		5		配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。		
		6		その他(理由: )		

  

評価数	0
評定	c

- ・ 該当項目が 4 個以上 : a
- ・ 該当項目が 3 個 : b
- ・ 該当項目が 2 個以下 : c

2施工状況	安全対策	a		b		c		d		e			
		安全対策が非常に優れている		安全対策がやや優れている		他の事項に該当しない場合		安全対策がやや不備である		安全対策が不備である			
		No	評	「評価対象項目」									
		1		建設労働災害、公衆災害の防止に努め、無事故であった。									文書により改善指示を行った。
		2		安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。									安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
		3		安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。									
		4		安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。									
		5		安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。									
		6		快適な職場の形成や安全職場実現への取り組みが積極的に行われている。									
		7		その他（理由： ）									

【評価値計算】

評価数	0
評定	c

- ・該当項目が 4個以上 : a
- ・該当項目が 3個 : b
- ・該当項目が 2個以下 : c

審査項目	細 別	a	b	c
6社会性等	地域の貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の項目に該当しない場合
		No	評	「評価対象項目」
		1		周辺地域等の環境保全、動・植物への保護等に取り組んだ。
		2		現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
		3		定期的に応報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
		4		地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。
		5		災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
		6		環境負荷の少ない材料や施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい具体的な取り組みを行った。
		7		その他（理由： ）

【評価値計算】

評価数	0
評定	c

- ・ 該当項目が 3 個以上 : a
- ・ 該当項目が 2 個 : b
- ・ 該当項目が 1 個以下 : c

地域への貢献等は、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

審査項目	0点 法令遵守該当項目一覧表			
<b>8法令遵守等</b>  [記入方法] 1～8の該当する欄に「○」を記入する。	No	評	措置内容	点数
	1		指名停止3ヶ月以上	-20点
	2		指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3		指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4		指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5		文書注意	-8点
	6		口頭注意	-5点
	7		工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点
	8		該当項目なし	
本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、管理技術者、土佐技術者、品質証明員、請負会社内の現場従業員及びを履行するために申請料し、その履行を促すために従事する者に限定する。				
当該工事を請け負った後に、指名停止の事実が生じた場合にマイナスの評価を行う。				
[上記で評価する場合の適応事例] <ol style="list-style-type: none"> <li>入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。</li> <li>宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等をされた。</li> <li>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。</li> <li>建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)</li> <li>入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを、期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>過積載等の道路交通違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。</li> <li>その他(理由: )</li> </ol>				